

小型定置網漁業の許可について

令和 7 年 2 月 6 日

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、香川県漁業調整規則（令和 2 年香川県規則第 61 号）第 4 条第 1 項第 26 号に掲げる小型定置網漁業につき、その許可又は起業を認可すべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

（１）許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	漁業者の数	漁業を営む者の資格
桝網	別紙のとおり	4 月 1 日から 1 月 31 日まで	1	引田に漁業の根拠地を有する者

（２）許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 7 年 2 月 6 日～同年 3 月 5 日

（３）備考

- ア この公示に係る許可の有効期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 1 月 31 日までとする。
- イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 - （ア）漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。
 - （イ）前各項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。
 - （ウ）漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。

引田漁業協同組合 小型定置網漁業 操業区域

点の位置

- 基点A 松島北東端
 基点B Aから真方位43度45分400mのところ
 点イ AからB見通し線と直角にAから南東へ200mのところ
 点ロ AからB見通し線と直角にBから南東へ200mのところ
 点ハ AからB見通し線と直角にBから北西へ200mのところ
 点ニ AからB見通し線と直角にAから北西へ200mのところ

操業の区域

イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

